○農林水産省告示第百四十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号のニロ及び第二号の三ロの規定に基づき、収穫基準共済掛金率、収穫共済掛金標準率、収穫通常標準被害率、収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率並びに樹体基準共済掛金率、樹体共済掛金標準率、樹体通常標準被害率、樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を次のように定める。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、なつみかん、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）、びわ及びうめ以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十三年産の果実（農業災害補償法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係る収穫共済（以下「事故除外方式による収穫共済」という。）及び昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第四号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済（以下「特定短縮方式による収穫共済」という。）にあっては、平成二十二年産の果実）に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十四年産の果実（事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済にあっては、平成二十三年産の果実）に係る共済関係から、びわ及びうめに係る収穫共済にあっては平成二十三年産の果実に係る共済関係から、樹体共済にあっては平成二十二年度に樹体共済に付される果樹に係る共済関係から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の一般果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成二十一年以前の年産の一般果樹に係る事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済に係る果樹、平成二十三年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成二十二年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済に係る果樹、平成二十二年以前の年産のびわ及びうめに係る収穫共済に係る果樹並びに平成二十一年度以前に樹体共済に付された果樹に係る共済関係については、なお従前の例による。

2　平成十九年一月十六日農林水産省告示第三十九号（収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件）は、廃止する。

○農林水産省告示第百四十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号、第百三十六条第六項並びに第百四十一条の六第五項の規定に基づき、畑作物基準共済掛金率等を次のように定め、平成二十二年産の畑作物共済に係る共済関係から適用するものとし、平成十九年一月十六日農林水産省告示第四十号（畑作物基準共済掛金率等を定める等の件）は、廃止する。ただし、平成二十一年以前の年産の畑作物共済に係る共済関係については、なお従前の例による。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町大馬木二八二〇の五、二八二〇続一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大馬木二八二〇の五（次の図に示す部分に限る。）、二八二〇続一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川六七五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上川戸五〇六、五〇七、五一〇、五一一、五一二の二、五一三、五四一の一、七四七の一、七四七の七、七四七の二四、七四八、七四九の三、七四九の四、七五一の四、七六四の一、七六五、七六六の一、七六六の二、七六八、七七〇から七七二まで、七七五の二、八五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）